

少量製造・取扱い作業の把握が可能なばく露調査手法の検討

(第6回小検討会における主な意見)

＜有害物ばく露作業報告関係＞

- 目的の周知・徹底（説明の改善）
 - ・ 現在の有害物ばく露作業報告の説明では、法律に基づいて単純にばく露を調査すると説明しているが、本来の趣旨は、本報告をもとに、必要な対策或いは規則を導入することで、労働者の健康を守るものであり、その点を十分説明すべき。そうでないと、企業側は粗探しのごとく誤解する可能性がある。
- 報告率の問題
 - ・ 有害物ばく露作業報告の報告率及び報告率を高める方策の検討が必要。真面目に報告する企業にのみ負担がかかるだけで実態が把握できないということではいけないので、報告率の向上のための方策を検討すべき。
 - ・ P R T Rの対象でない小規模の事業場では、報告率が低いことも予想される。労働基準監督署等の協力を得た報告スキームの検討が必要。
- 事業者の報告利便性の確保
 - ・ アンケートでも指摘されているように、事業者には過去1年の報告を求めるのは負担が大きいように思われる。遡及して報告を求める場合には報告期間を1ヶ月、3ヶ月に短縮することや、報告期間を遡及せず、今後1年間を対象期間に報告を求めるようなこと等報告し易いスキームの検討が必要
 - ・ 事業者の中には、報告書様式に手書きするよりも、パソコンで入力する方がいいというところも多いはず。電子ファイルやCDにパソコンで入力する方式を検討すべき。
- 報告スキームの見直し
 - ・ 単年度・1回限りの報告では、当該化学物質の新たな用途に基づき、新たな作業が生じる場合や、数年に1度程度の頻度で実施される作業は把握できないこととなるので、報告スキームの見直しが必要。

＜ばく露実態調査関係＞

- ばく露実態調査の目的の明確化
 - ・ ばく露実態調査は、ばく露の高い作業の特定を目的とする場合と平均的なばく露レベルの把握を目的とする場合とでは、調査方法が異なる。基本的には、ばく露の高い作業の特定することが妥当と思われるが、いずれにしても目的の明確化による作業方法の整理が必要。

- 作業環境測定の手順の整理・明確化
 - ・ 個人曝露の測定は8時間の平均ばく露濃度として測定されるが、作業の中身が、①ばく露作業に終日従事する場合と②作業監督のようにばく露作業を含む複数の作業を巡視するような業務である場合とでは、ばく露評価は異なるものとなる。業務内容を経時的に調査しておくことが必要。
 - ・ 測定時間を8時間にすると、作業が行われた半日のみにするとでは、ばく露量は変わる。また、お昼休みを測定時間に算入するかも変わる。このように測定時間の設定によって、ばく露水準は大きく変わってしまう。
 - ・ 安全側を見込んだ測定時間の設定は妥当であるが、ばく露水準が過大評価されないよう留意すべき。
 - ・ ばく露調査は一連の作業のサイクルを確認し、基本的にはこのサイクルの時間で測定すべき。
 - ・ 測定時間等については米国労働安全研究所（NIOSH）が実施している手順が参考になる。

- 作業環境測定手法の効果的組合せ
 - ・ 個人ばく露調査を補完する形で、ばく露が多そうな作業についてA測定或いは、スポット測定がなされることによって、健康上の評価は可能ではないか。

- 調査に関連した企業情報の保護
 - ・ ばく露実態調査により得られた情報のうち、製造工程等は企業ノウハウに該当する場合があります、その公開にあたっては細心の注意が図られるべき。
 - ・ 製造ノウハウにかかる企業側の守秘意識は非常に強い。報告書の記載においても、作業を特定したばく露にかかる記述がある場合には製造工程、ステップが推定されるおそれがあるので、公開に当たっては細心の配慮が望まれる。

- ばく露モデルにかかる最近の動向把握
 - ・ 日本化学工業協会のイニシャルリスク・アセスメントの手法は参考になるが、10年前のものであり、最近の国内外の動向把握が必要。
 - ・ 最近の動向として、コントロール・バンディングやREACHにおけるリスクアセスメントの手法を分析すべき。
 - ・ 経皮ばく露については、現在、ほとんどの事業場では保護手袋を使用しているので、吸入曝露を優先して評価して良いのではないかと。但し、化粧品等特殊なものもあるので、これらについてはしっかり評価すべき。

[今後検討が必要な事項]

- 500kg以下の製造・取扱いの把握に関する考慮
- リスク評価スキーム（現行通り単年評価が、又は2ステップの評価か？）
- ばく露実態調査の作業環境測定における局所排気装置の考慮
- ばく露限界値との比較における考慮（天井値、短時間ばく露限界値の考慮）